

## 措置状況報告書

監査の名称：平成 30 年度 定期監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>[市長室]</b></p> <p><b>(1) 備品等の管理事務について</b></p> <p>ア タクシー乗車券の管理が適切に行われていないもの</p> <p>急を要する際に使用する目的で事前に交付したタクシー乗車券について、長期間未使用のままとなっているものや、使用状況が確認できないものが散見された。</p> <p>今後は、タクシー乗車券を適切に管理するとともに、使用状況の把握を徹底されたい。</p> <p><b>(2) 支出負担行為事務について</b></p> <p>ア 資金前渡事務が適正に行われていないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、毎月必要とする経費に係る前渡資金に不足を生ずる見込みのあるときは、精算し、新たに前渡を受けることができることされている。</p> <p>しかしながら、市交際費に係る経費について、精算を行わずに新たに資金前渡を受けているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ご指摘のありましたタクシー乗車券の管理につきましては、タクシーチケット交付記録簿を作成し、定期的に使用状況を確認するようにいたしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>今後は、大分市財務規則の規定に基づき、前渡資金に不足を生ずる見込みのあるときは、新たに前渡を受ける前に精算を行い、適正な事務処理に努めます。</p>	

**[スポーツ振興課]**

**(2) 公有財産の管理事務について**

ア 行政財産の使用期間の更新手続が行われていないもの

大分市公有財産規則の規定では、部長等は、行政財産の使用期間の延長又は更新について使用者から申出があったときは、当該使用者に行政財産使用期間延長（更新）許可申請書を提出させなければならないとされている。

しかしながら、行政財産の使用期間の更新手続が行われていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

イ 行政財産使用料を徴収していないもの

大分市行政財産使用料条例の規定では、市長は、行政財産の使用許可を受けた者から、使用料を徴収することとされている。

しかしながら、使用許可の際に使用料の調定をしておらず、納入通知書を送付していなかったため、使用料を徴収していないものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

**(3) 社会体育施設の使用料の徴収事務について**

ア 社会体育施設の使用料に係る減免が適正でないもの

大分市スポーツ施設条例施行規則及び大分市都市公園条例施行規則の規定では、スポーツ施設等の使用料を減免する場合及びその額が定められており、別途審査基準を定め個々具体的に審査することとしている。

しかしながら、使用料の減免に係る規定の審査基準に該当しないものについて、別途市長の承認が必要であるにもかかわらず、承認を得ずに、使用料を減免しているものが見受けられた。

今後は、規則等に従い適正な事務処理をされたい。

ご指摘のありました行政財産の使用期間の更新については、更新手続を行いました。

今後は、規則に従い適正な事務処理に努めます。

ご指摘のありました行政財産の使用料につきましては、平成 30 年度に調定を行い適正に処理いたしました。

今後は、条例に従い適正な事務処理に努めます。

使用料の減免につきましては、審査基準に該当しないものは別途市長の承認を受けよう、今後は規則等に従い適正な事務処理に努めます。

イ 社会体育施設の使用許可に係る使用時間が適正でないもの

大分市スポーツ施設条例施行規則の規定では、大分市スポーツ施設条例で定められたスポーツ施設の照明施設使用時間は、午後9時までとされている。

しかしながら、午後10時まで照明施設を使用許可しているスポーツ施設が見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

ウ 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの

大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

ご指摘のありました照明施設使用時間につきましては、規則に従い適正な事務処理を行ってまいります。

収納した現金は速やかに指定金融機関等に払い込むよう事務を見直しました。

今後は、適正な事務処理に努めてまいります。

## 措置状況報告書

監査の名称：平成 30 年度 定期監査

部 局 名：消防局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>【予防課】</b></p> <p><b>(1) 各種収入事務について</b></p> <p>ア 手数料の徴収方法が適正でないもの 大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。 しかしながら、証明手数料の徴収について、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。 今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>(2) 補助金の交付事務について</b></p> <p>ア 補助金の交付事務が適正に行われていないもの 大分市補助金等交付規則の規定では、市長は実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書により、当該補助事業者へ通知するものとするとしている。 しかしながら、平成 29 年度における補助事業において、補助事業者より実績報告書の提出を受けているものの、補助金の額の確定を行っていないものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、大分市手数料条例に従い申請日に徴収するよう課内で周知し、今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘の件につきましては、補助金の申請から確定までのフローチャートを作成し、課内周知しております。また現在は、補助事業者へ通知を徹底し、適正に処理しております。 今後は、規則に従った適正な事務処理を致します。</p>	

**[通信指令課]**

**(1) 支出負担行為事務について**

ア 契約事務が適正でないもの

大分市契約事務規則の規定では、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされ、予定価格が 30 万円以内のときは、予定価格調書の作成を省略することができるかとされている。

しかしながら、契約金額が 30 万円を超えている修繕に係る契約において、予定価格調書が作成されていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

ご指摘のありました予定価格調書の作成につきましては、契約事務マニュアルを回覧し、課内で周知致しました。

今後は、大分市契約事務規則に基づく適正な事務処理を致します。

**[東消防署]**

**(1) 備品等の管理事務について**

ア 備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされている。

しかしながら、売却処分を行っている備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらずそのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適切な管理をされたい。

指摘を受けた備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をいたしました。

今後は、規則に従い備品の適切な管理を致します。